

吸收分割公告

令和 2 年 2 月 14 日

債権者各位

大阪市北区茶屋町 1 番 32 号
ヤンマーホールディングス株式会社
代表取締役 山岡 健人

当社は、吸收分割によりヤンマー株式会社（住所 大阪市北区茶屋町 1 番 32 号）のヤンマーグループ全体の研究開発機能および社長室機能の事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.yanmar.com>

以上